○名寄市立大学教員等の懲戒処分に係る審査に関する規程

平成 21 年 12 月 16 日
改正　平成 30 年 6 月 6 日
改正　平成 31 年 2 月 6 日

（趣　旨）

第１条　この規程は、教育公務員特例法（昭和 24 年法律第１号。以下「法」という。）第９条第２項の規定に基づき、名寄市立大学（以下「本学」という。）教授会が法第９条第１項の規定により行なう本学の学長、教員及び部局長の懲戒処分（以下「懲戒処分」という。）の審査に関し必要な事項を定める。

（審査の申立て）

第２条　部局長は、本学所属の教員に地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 29 条第１項各号に掲げる懲戒事由（以下「懲戒事由」という。）に該当するおそれのある事案が発生した場合には、学長に報告するとともに、懲戒処分の検討が必要であると認めたときは、学長に審査の申立てを行なう。

２　学長は、前項により部局長から審査の申立てがあったときは、教授会に附議する。

３　学長は、第１項の場合に、部局長が審査の申立てを行なわない場合でも、懲戒処分の検討が必要であると認めたときには、教授会に附議することができる。

４　学長は、部局長に懲戒事由に該当するおそれのある事案が発生し、懲戒処分の検討が必要であると認めたときは、教授会に附議することができる。

５　教授会は、学長に懲戒事由に該当するおそれのある事案が発生し、懲戒処分の検討が必要であると認めたときは、教授会において審査を行なうこととする。

（審査委員会）

第３条　教授会は、この規程に基づく審査又は審査に係る事案の事実その他必要な事項の調査を行なうため、審査委員会を置く。

２　審査委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

３　審査委員会が必要であると認めるときは、審査を受ける者又は参考人その他必要と認める者の出頭を求め、その意見を徴することができる。

４　審査委員会は、第１項に規定する審査又は審査の結果について、書面により教授会に報告するものとする。

（審査説明書の記載事項）

第４条　教授会が法第９条第２項の規程に基づき交付する説明書（以下「審査説明書」という。）には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

（１）審査を受ける者の氏名、住所、所属、職名
（２）懲戒処分の種類及び程度
（３）根拠法令
（４）懲戒処分の理由
（５）審査説明書の交付年月日
（６）教授会に対して口頭又は書面で陳述することを請求できる旨の教示及び請求期間

２　前項に規定する審査説明書の様式は、様式第１号のとおりとする。

（陳述の請求手続）

第５条　審査を受ける者が前条に規定する審査説明書の交付を受け、陳述の機会を請求するときは、その者（以下「請求者」という。）は、審査説明書を受領した日の翌日から起算して 14 日以内に教授会に対し、その旨を記載した請求書（以下「陳述請求書」という。）を提出しなければならない。

２　前項に規定する陳述請求書には、請求者が必要と認める資料を添付することができる。

３　第１項に規定する陳情請求書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

（１） 請求者の氏名、住所、所属、職名

（２） 陳情請求の理由

（３） 陳述の方法

４　第１項に規定する陳述請求書の様式は様式第２号のとおりとする。

５　陳情請求書に記載した事項を変更しようとするときは、請求者は遅滞なくその旨を教授会に書面で届け出なければならない。

６　審査を受ける者が第１項の期間内に陳述請求書を提出しなかったときは、陳述の機会を放棄したものとみなす。

（陳述請求の取下げ）

第６条　請求者は、その者の陳述請求に係る教授会の審査が終了するまでの間は、いつでも陳述請求を取下げることができる。

２　前項に規定する陳述請求の取下げは、書面をもって教授会に申し出なければならない。

（陳　述）

第７条　教授会は、陳述請求書を受領したときは、すみやかに陳述の方法を決定し、請求者に書面で通知するものとする。

２　請求者は、教授会から口頭陳述の通知を受けたときは、指定された日時及び場所において陳述し、書面陳述の通知を受けたときは、指定された期日までに陳述書を教授会に提出しなければならない。

３　請求者が病気その他やむを得ない理由で指定された期日に口頭陳述ができないとき又は陳述書を提出できないときは、その日時の変更を書面をもって請求することができる。

４　教授会は、前項の規定による請求が正当な理由に基づくものと認めるときは、新たな日時を指定し、書面で通知しなければならない。

５　陳述書その他の資料の補充、訂正又は変更は、書面によらなければならない。

６　請求者が正当な理由がなく指定された期日に口頭陳述をしなかったとき又は陳述書を提出しなかったときは、陳述の機会を放棄したものとみなす。

（参考人等からの聴取）

第８条　教授会は、審査に関し必要があるときは、参考人その他必要と認める者に対し、説明又は資料の提出を求めることができる。

（会議等）

第９条　教授会が懲戒処分に該当する事案について審議する場合には、教授会規程にかかわらず、教授会構成員の３分の２以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

２　教授会構成員がこの規程に基づく審査を受けることとなったときは、当該事案の審査を行なう教授会には、出席することができない。

(補　則)

第 10 条　この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、教授会が別に定める。

附　則

この規程は、平成 21 年 12 月 16 日から施行する。

附　則（平成 30 年 6 月 6 日）

この規程は、公布の日から施行し、平成 30 年４月１日から適用する。

附　則（平成 31 年 2 月 6 日）

この規程は、公布の日から施行する。

様式第１号（第４条関係）

審　　査　　説　　明　　書

（氏　名）	（住　所）
（所　属）	（職　名）
（懲戒処分の種類及び程度）　　（根拠法令）	
（懲戒処分の理由）	
教授会は、上記の理由により教育公務員特例法第９条の規定に基づき、この審査説明書を交付します。 年　月　日 名寄市立大学教授会	
（教示） この審査説明書を受領した日の翌日から起算して 14 日以内に請求することにより、教授会に対し口頭又は書面により陳述する機会が与えられます。 上記の期間内に陳述請求書を提出しない場合は、陳述の機会を放棄したものとみなされます。	

様式第２号（第５条関係）

陳　　述　　請　　求　　書

（氏　名）	（住　所）
（所　属）	（職　名）
（陳述請求の理由）	
（陳述の方法） 教授会における口頭陳述 教授会への書面陳述 教授会が別途設置する委員会における口頭陳述	
年　月　日 請求者　　㊞	

１　陳述請求欄には、審査説明に対する不服等の理由を記入してください。

２　陳述の方法は、いずれか一つを選んでください。

３　この陳述請求書には、必要と認める資料を添付することができます。